

「学校給食用等政府備蓄米交付要領」（平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線は改正部分）

改正後	現 行
<p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 交付対象者</p> <p>1 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 子どもに食事を提供する団体（以下「食事提供団体」という。）は、次のものとする。<u>なお、社会福祉協議会等の生活困窮者支援を行う団体が、子どもに食事の提供を行う場合には、当該団体も交付対象者に含むものとする。</u></p> <p>ア 子ども食堂（地域のボランティア等が子どもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体）</p> <p>イ （略）</p> <p>(3) 子どものいる家庭に食材を提供する団体（以下「食材提供団体」という。）は、子どものいる家庭のうち食材の提供を希望する家庭（以下「子育て家庭」という。）に食材を提供する団体として、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。<u>なお、社会福祉協議会等の生活困窮者支援を行う団体が、子育て家庭に食材の提供を行う場合であって、次に掲げる要件を全て満たす場合には、当該団体も交付対象者に含むものとする。</u></p> <p>ア・イ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第4 交付の要件 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 食材提供団体における食育用</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 食材提供団体別交付数量</p>	<p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 交付対象者</p> <p>1 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 子どもに食事を提供する団体（以下「食事提供団体」という。）は、次のものとする。</p> <p>ア 子ども食堂（地域のボランティアが子どもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体）</p> <p>イ （略）</p> <p>(3) 子どものいる家庭に食材を提供する団体（以下「食材提供団体」という。）は、子どものいる家庭のうち食材の提供を希望する家庭（以下「子育て家庭」という。）に食材を提供する団体として、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第4 交付の要件 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 食材提供団体における食育用</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 食材提供団体別交付数量</p>

<p>1 交付申請につき <u>450kg</u> 以下とする。  第7の1の(7)に基づき、食材提供団体の長が活動する地域ごとに交付申請を行った場合にあっては、1交付申請につき1地域当たり <u>450kg</u> 以下とする。  ただし、第7の1の(9)の場合にあっては、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第5・第6 (略)</b></p> <p><b>第7 交付申請及び交付審査・決定等</b></p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 無償交付を希望する食事提供団体の長は、交付申請書(別紙<u>1</u>、2、3、4-②、4-1-②、4-2-②、5、6及び7を除く。以下この(4)において同じ。)を農産局長に提出する。(略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 無償交付を希望する食材提供団体の長は、交付申請書(別紙<u>1</u>、2、3、4-①、4-1-①、4-2-①、5、6及び7を除く。以下この(7)において同じ。)を農産局長に提出する。(略)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><b>第8～第13 (略)</b></p> <p>「様式1号」・「様式2号」 (略)</p>	<p>1 交付申請につき <u>300kg</u> 以下とする。  第7の1の(7)に基づき、食材提供団体の長が活動する地域ごとに交付申請を行った場合にあっては、1交付申請につき1地域当たり <u>300kg</u> 以下とする。  ただし、第7の1の(9)の場合にあっては、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第5・第6 (略)</b></p> <p><b>第7 交付申請及び交付審査・決定等</b></p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 無償交付を希望する食事提供団体の長は、交付申請書(別紙2、3、4-②、4-1-②、4-2-②、5、6及び7を除く。以下この(4)において同じ。)を農産局長に提出する。(略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 無償交付を希望する食材提供団体の長は、交付申請書(別紙2、3、4-①、4-1-①、4-2-①、5、6及び7を除く。以下この(7)において同じ。)を農産局長に提出する。(略)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><b>第8～第13 (略)</b></p> <p>「様式1号」・「様式2号」 (略)</p>
--	--

「様式2号-別紙1」		「様式2号-別紙1」	
1 学校等給食用	(略)	1 学校等給食用	(略)
2 調理実習等学習教材用及び 3 試食会用	(略)	2 調理実習等学習教材用及び 3 試食会用	(略)
(削る)		4 食事提供団体の食育用	精米 kg <u>c</u>
		交付申請数量小計 (c÷0.903)	玄米 kg
(削る)		5 食材提供団体の食育用	精米 kg <u>d</u>
		交付申請数量小計 (d÷0.903)	玄米 kg
交付申請数量合計 (1+2+3)	(削る) 玄米 kg ( )	交付申請数量合計 (1+2+3+4+5)	精米 kg 玄米 kg ( )

(注) 1～5 (略)

(削る)

6. 申請数量は30kg単位を基本とすること。

7. 学校等区分欄の「その他」については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定される義務教育学校、中等教育学校（後期課程を除く。）のいずれであるかを括弧内に記載すること。

「様式2号一別紙2」・「様式2号一別紙3」 (略)

「様式2号一別紙4-①」

1・2 (略)

(削る)

(注) 1～5 (略)

6. 精米の交付を希望する場合は、申請数量欄のc又はdのみ記載すること。

7. 申請数量は30kg単位を基本とすること。

8. 学校等区分欄の「その他」については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定される義務教育学校、中等教育学校（後期課程を除く。）のいずれであるかを括弧内に記載すること。

「様式2号一別紙2」・「様式2号一別紙3」 (略)

「様式2号一別紙4-①」

1・2 (略)

3. 政府備蓄米を活用した食育の取組 (概要)

①政府備蓄米を活用した食育の取組

食育の取組として、食事の提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力（例：朝ごはんの大切さ、お米の栄養成分、お米ができるまでなど）を伝える具体的な取組方法に○を入れてください（複数選択可）。

また、実際に使用する資料を別添として提出してください。

リーフレット・パンフレット

SNS（フェイスブック、ツイッター等）

ホームページ

その他（ ）

②食育の推進を行う者（氏名）

3. 食事提供団体の使用計画

①子ども1人の1食当たりの数量(g/人・食)	②1回当たりの提供人数(人/回)	③提供の回数(回)	④申請数量(①×②×③) (kg)
(参考) ・子ども1人の1食当たりの精米数量(65～110g)			(注) 1. 申請数量は、30kg(配送単位)の倍数とする。 2. 精米を希望する場合、④については精米欄に記載。
g	人	回	精米 kg 玄米 kg

⑤開催場所及び参加予定者の情報

- 開催場所：  
(例 ○○公民館)
- 提供期間：  
  
(例 ○年○月～○月)
- 参加予定者(人数)：  
(例 ○○小学校 ○○名)

(注) 1・2 (略)

- ③の欄は、本交付申請により交付される政府備蓄米の提供予定回数(子ども食堂等の開催予定回数)を記入してください。
- ⑤の欄は、食事提供を行う実際の開催場所、提供期間、参加予定者を記入してください。
- (略)

4. 添付資料として、以下の書類を必ず提出して下さい。なお、(1)に掲げる書類については、過

4. 食事提供団体の使用計画

①子ども1人の1食当たりの数量(g/人・食)	②1回当たりの提供人数(人/回)	③提供の回数(回/年)	④申請数量(①×②×③) (kg/年)
(参考) ・子ども1人の1食当たりの精米数量(65～110g)			(注) 1. 申請数量は、30kg(配送単位)の倍数とする。 2. 精米を希望する場合、④については精米欄に記載。
g	人	回	精米 kg 玄米 kg

⑤開催場所及び参加予定者の情報

- 開催場所：  
(例 ○○公民館)
- 提供期間：  
※交付申請年度内に提供する期間の目安を記載ください。  
(例 ○年○月～○月)
- 参加予定者(人数)：  
(例 ○○小学校 ○○名)

(注) 1・2 (略)

- ③の欄は、提供予定回数(子ども食堂等の開催予定回数)を記入してください。
- ⑤の欄は、食事提供を行う実際の開催場所、期間、参加予定者を記入してください。
- (略)

5. 添付資料として、以下の書類を必ず提出して下さい。なお、(1)に掲げる書類については、過

去に本要領に基づく無償交付を受けた実績があり、団体の体制に変更がない場合は、添付を省略することが可能です。添付を省略する書類がある場合は、「5. 添付を省略する書類」の表の該当欄に記載して下さい。

- (1) 団体の体制が分かるもの  
(削る)

スタッフの名簿（役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位で申請を行う場合は、申請する地域のスタッフの役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(6)に基づき申請を行う場合は、実際に提供する全てのスタッフの役割・氏名が分かるもの。）

- (2) 活動状況が分かるもの

①食事の提供を行う部屋の写真（複数の場所で提供する場合は、全ての提供場所の写真を提出ください。）

②・③ (略)

(3)・(4) (略)

5. 添付を省略する書類（過去に本要領に基づく無償交付を受けたことがある場合に限り）

	省略の有無	過去の交付時期
(削る)		
スタッフの名簿		年 月

「様式2号—別紙4—②」

1・2 (略)

(削る)

去に本要領に基づく無償交付を受けた実績があり、団体の体制に変更がない場合は、添付を省略することが可能です。添付を省略する書類がある場合は、「6. 添付を省略する書類」の表の該当欄に記載して下さい。

- (1) 団体の体制が分かるもの

①組織体制図（役割分担が分かるもの。本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位で申請を行う場合は、各地域の役割分担・担当地域が分かるもの。本要領第7の1の(6)に基づき申請を行う場合は、実際に提供するに当たっての役割分担が分かるもの。）

②常勤のスタッフがいる場合には、当該スタッフの名簿（役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位で申請を行う場合は、申請する地域のスタッフの役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(6)に基づき申請を行う場合は、実際に提供する全てのスタッフの役割・氏名が分かるもの。）

- (2) 活動状況が分かるもの

①食事提供場所の写真（建物の外観、食事の提供を行う部屋の写真。複数の場所で提供する場合は、全ての提供場所の写真を提出ください。）

②・③ (略)

(3)・(4) (略)

6. 添付を省略する書類（過去に本要領に基づく無償交付を受けたことがある場合に限り）

	省略の有無	過去の交付時期
①組織体制図		年 月
②スタッフの名簿		年 月

「様式2号—別紙4—②」

1・2 (略)

3. 政府備蓄米を活用した食育の取組（概要）

①政府備蓄米を活用した食育の取組

・ごはん食の魅力を伝える取組

食育の取組として、食材の配付を行う場所で、子どもにごはん食の魅力（例：朝ごはんの

大切さ、お米の栄養成分、お米が届くまでなど）を伝えるためのリーフレットやパンフレット等について、実際に食材と同封するものを添付してください。

・政府備蓄米と他の食材を直接配付する取組

子育て家庭に直接配付する「交付された政府備蓄米と他の食材」について、具体的な取組が分かるもの（写真）を添付してください。

②食育の推進を行う者（氏名）

### 3. 食材提供団体の使用計画

①配付1回当たりの1人分の数量 (kg/人・回)	②配付1回当たりの配付人数 (人/回)	③配付回数 (回)	④申請数量 (①×②×③) (kg)
(参考) ・子ども1人の1食当たりの精米数量 (65～110g)			(注) 1. 申請数量は、30kg (配送単位) の倍数とする。 2. 精米を希望する場合、④については精米欄に記載。
kg	人	回	精米 kg 玄米 kg

⑤配付場所・期間及び提供先となる子どもの数の根拠

1 配付場所:  
(例 ○○公民館)

2 配付期間:  
(例 ○年○月～○月)

### 4. 食材提供団体使用計画

①配付1回当たりの1人分の数量 (g/人・食) × 食数	②配付1回当たりの提供先の数 (人/回)	③配付回数 (回/年)	④申請数量 (①×②×③) (kg/年)
(参考) ・子ども1人の1食当たりの精米数量 (65～110g)			(注) 1. 申請数量は、30kg (配送単位) の倍数とする。 2. 精米を希望する場合、④については精米欄に記載。
g × 食	人	回	精米 kg 玄米 kg

⑤配付場所・期間及び提供先となる子どもの数の根拠

1 配付場所  
(例 ○○公民館)

2 配付期間  
※交付申請年度内に配布する期間の目安を記載ください。  
(例 ○年○月～○月)

<p>3 配付先となる子どもの<u>人数</u>の根拠：  (例1：〇〇市における、児童扶養手当を受給している子育て家庭の子ども 〇人)  (例2：〇〇市における、就学援助を受給している子育て家庭の子ども 〇人)  (例3：〇〇市における、子育て家庭の子ども 〇人)</p> <p>(注) (削る)</p> <p>1. ②の欄は、政府備蓄米を配付予定の子どもの人数を記入してください。  2. ③の欄は、<u>本交付申請により交付される政府備蓄米を、子育て家庭に直接配付する回数</u>を記入してください。  3. ⑤の欄は、実際に食材配付を行う場所、<u>配付期間</u>、配付予定の子どもの<u>人数</u>の根拠を記入してください。  4. 交付要領第7の1の(9)に基づき、申請を行う場合は、①から⑤までの記載欄を追加して、実際の提供方法にあわせて記載してください。</p> <p>4. 添付資料として、以下の資料を必ず提出して下さい。なお、(1)に掲げる書類については、過去に本要領に基づく無償交付を受けた実績があり、団体の体制に変更がない場合は、添付を省略することが可能です。添付を省略する書類がある場合は、「<u>5. 添付を省略する書類</u>」の表の該当欄に記載して下さい。</p> <p>(1) 団体の体制が分かるもの  (削る)</p> <p>(削る)  スタッフの名簿(役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(8)に基づき、活動する地域単位で交付申請を行う場合は、申請する地域のスタッフの役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(9)に基づき申請を行う場合は、実際に配布する全てのスタッフの役割・氏名が分かるもの。)</p> <p>(2) 活動状況が分かるもの</p>	<p>3 配付先となる子どもの<u>数の</u>根拠  (例1：〇〇市における、児童扶養手当を受給している子育て家庭の子ども 〇人)  (例2：〇〇市における、就学援助を受給している子育て家庭の子ども 〇人)  (新設)</p> <p>(注) 1. ①の欄は、子ども1人の1食当たりの数量(65～110gの範囲の数値)に、配付1回当たりの食数を乗じる式を記載してください。  2. ②の欄は、政府備蓄米を配付予定の子どもの人数を記入してください。  3. ③の欄は、子育て家庭に直接、<u>食材を配付する回数</u>を記入してください。  4. ⑤の欄は、実際に食材配付を行う場所、期間、配付予定の子どもの<u>数の</u>根拠を記入してください。  5. 交付要領第7の1の(9)に基づき、申請を行う場合は、①から⑤までの記載欄を追加して、実際の提供方法にあわせて記載してください。</p> <p>5. 添付資料として、以下の資料を必ず提出して下さい。なお、(1)に掲げる書類については、過去に本要領に基づく無償交付を受けた実績があり、団体の体制に変更がない場合は、添付を省略することが可能です。添付を省略する書類がある場合は、「<u>6. 添付を省略する書類</u>」の表の該当欄に記載して下さい。</p> <p>(1) 団体の体制が分かるもの  ①<u>組織体制図</u>(本要領第7の1の(8)に基づき、活動する地域単位で交付申請を行う場合は、活動する地域ごとの体制と取組内容が分かるもの。本要領第7の1の(9)に基づき申請を行う場合は、実際に配布するに当たっての役割分担が分かるもの。)  ②<u>定款、会則、規約等</u>  ③<u>常勤のスタッフがいる場合には、当該スタッフの名簿</u>(役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(8)に基づき、活動する地域単位で交付申請を行う場合は、申請する地域のスタッフの役割・氏名が分かるもの。本要領第7の1の(9)に基づき申請を行う場合は、実際に配布する全てのスタッフの役割・氏名が分かるもの。)</p> <p>(2) 活動状況が分かるもの</p>
---	--



①食材保管場所の写真（複数の場所で保管する場合は、全ての保管場所の写真を提出ください。）

②・③（略）

(3)・(4)（略）

5. 添付を省略する書類（過去に本要領に基づく無償交付を受けたことがある場合に限り）

	省略の有無	過去の交付時期
(削る)		
(削る)		
スタッフの名簿		年 月

「様式2号一別紙4-1-①」（略）

「様式2号一別紙4-1-②」

食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書

申告事項	チェック
1. 子育て家庭に食材を提供する団体である。	
(a) 国、都道府県、市区町村からの子育て家庭への支援活動に関する委託又は補助を受けている団体	<input type="checkbox"/>
(b) 都道府県、市区町村等と連携し、子育て家庭に関する情報を基に活動している団体	<input type="checkbox"/>
(c) 子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を実施している団体	<input type="checkbox"/>
(略)	(略)

「様式2号一別紙4-2-①」～「様式5号」（略）

①食材保管場所の写真（建物の外観、食材の保管場所。複数の場所で保管する場合は、全ての保管場所の写真を提出ください。）

②・③（略）

(3)・(4)（略）

6. 添付を省略する書類（過去に本要領に基づく無償交付を受けたことがある場合に限り）

	省略の有無	過去の交付時期
①組織体制図		年 月
②定款・会則・規約等		年 月
③スタッフの名簿		年 月

「様式2号一別紙4-1-①」（略）

「様式2号一別紙4-1-②」

食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書

申告事項	チェック
1. 子育て家庭に食材を提供する団体である。	
(a) 国、都道府県、市区町村からの子育て家庭への支援活動に関する委託又は補助を受けていた団体	<input type="checkbox"/>
(b) 都道府県、市区町村等と連携し、子育て家庭に関する情報を基に活動している団体	<input type="checkbox"/>
(c) 子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を実施している団体	<input type="checkbox"/>
(略)	(略)

「様式2号一別紙4-2-①」～「様式5号」（略）

<p>「様式6号」</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>受託事業体 殿</p> <p style="text-align: right;">農林水産省農産局長</p> <p style="text-align: center;">学校等における政府備蓄米交付売買契約等指示書</p> <p>学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第7の5の(1)に基づき、要領第7の2の(3)の有償交付の交付決定者等について下記のとおり指示するので、売買契約の締結及び米穀の引渡しが無滞りに実施されるよう手続き等の準備をされたい。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>「様式6号」（別紙）～「様式8-3号-①」（略）</p>	<p>「様式6号」</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>受託事業体 殿</p> <p style="text-align: right;">農林水産省農産局長</p> <p style="text-align: center;">学校等における政府備蓄米交付売買契約等指示書</p> <p>学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第7の4の(1)に基づき、要領第7の2の(2)の有償交付の交付決定者等について下記のとおり指示するので、売買契約の締結及び米穀の引渡しが無滞りに実施されるよう手続き等の準備をされたい。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>「様式6号」（別紙）～「様式8-3号-①」（略）</p>
---	---

「様式 8-3号-①」 (別添)

月別使用報告書 (食事提供団体)

団体名 (地域名: ) 交付数量 玄米・精米 kg 令和 年 月 日交付決定

	年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
提供方法 (食事提供又はお弁当)													
参加人数 (延べ人数)													
食事提供回数													
政府備蓄米使用数量 (kg)													
政府備蓄米のうち未使用数量 (kg)													

(注1) ~ (注3) (略)

「様式 8-3号-②」 (略)

「様式 8-3号-②」 (別添)

「様式 8-3号-①」 (別添)

月別使用報告書 (食事提供団体)

団体名 (地域名: ) 交付数量 玄米・精米 kg 令和 年 月 日交付決定

	年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
提供方法 (食事提供又はお弁当)													
参加人数 (延べ人数)													
食事提供回数	年間 ○回	○回	○回	○回	○回	○回	○回	○回	○回	○回	○回	○回	○回
政府備蓄米使用数量 (kg)													
政府備蓄米のうち未使用数量 (kg)													

(注1) ~ (注3) (略)

「様式 8-3号-②」 (略)

「様式 8-3号-②」 (別添)

月別使用報告書（食材提供団体）

団体名 (地域名： ) 交付数量 玄米・精米 kg 令和 年 月 日交付決定

	年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	配付した子どもの数 (延べ人数)												
食材配布回数													
政府備蓄米使用数量 (kg)													
政府備蓄米のうち未使用数量 (kg)													

(注1) ~ (注3) (略)

「様式8-4号」~「様式8-5号」 (略)

月別使用報告書（食材提供団体）

団体名 (地域名： ) 交付数量 玄米・精米 kg 令和 年 月 日交付決定

	年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	配付した子どもの数 (延べ人数)												
食材配布回数	年間 〇回	〇回	〇回	〇回	〇回	〇回	〇回	〇回	〇回	〇回	〇回	〇回	〇回
政府備蓄米使用数量 (kg)													
政府備蓄米のうち未使用数量 (kg)													

(注1) ~ (注3) (略)

「様式8-4号」~「様式8-5号」 (略)

<p>「様式8-6号」</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿 又は 〇〇県（都道府）知事 殿 〇〇市（区町村）長 殿 〇〇国立大学法人の長 殿 〇〇学校法人等の長 殿 食事提供団体の長 殿 食材提供団体の長 殿</p> <p style="text-align: right;">農林水産省農産局長</p> <p>学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用等許諾承認書（無償 交付・有償証交付）</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より未使用等報告のあった件については、内容審査の結果、やむを得ない事情によるものと認められるのでこれを承認し、<u>学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知）第7の1の規定に基づく交付申請の内容のとおり実施したものとみなします。</u> また、未使用交付米穀の使用についても、適正な使用と見込まれるので、当該米穀の返納は要しないものとします。</p>	<p>「様式8-6号」</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿 又は 〇〇県（都道府）知事 殿 〇〇市（区町村）長 殿 〇〇国立大学法人の長 殿 〇〇学校法人等の長 殿 食事提供団体の長 殿 食材提供団体の長 殿</p> <p style="text-align: right;">農林水産省農産局長</p> <p>学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用等許諾承認書（無償 交付・有償証交付）</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より未使用等報告のあった件については、内容審査の結果、やむを得ない事情によるものと認められるのでこれを承認し、<u>当該年度における学校等・食事提供団体・食材提供団体の第7条の1の内容のとおり実施したものとみなします。</u> また、未使用交付米穀の使用についても、適正な使用と見込まれるので、当該米穀の返納は要しないものとします。</p>
--	---

「別紙 学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請に係る確認基準」 (略)	「別紙 学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請に係る確認基準」 (略)
---	---

附 則

- 1 この通知は、令和4年6月15日から施行する。
- 2 この通知による改正前の学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知）第7の規定によりなされた交付申請の取扱いについては、なお従前の例によることができる。